

農地・水保全管理支払 交付金事業	地域協議会 事業主体 活動組織等	所管課班 農村振興課 農村交流対策班
---------------------	------------------------	--------------------

趣 旨

近年における農村の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっている状況にある。また、農地・農業用水等の保全に際しては、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要である。加えて、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や東日本大震災の影響により破損や機能低下を生じた農地周りの施設の補修、水質・土壌等の高度な保全のための取組に対し農地・水保全管理支払交付金を交付する。

事業内容

- 1 共同活動支援交付金
〔事業主体：地域協議会〕平成24年度～平成28年度（5か年）
地域の農業者だけでなく、地域住民などの参画を得て、地域共同による農地、水路等の基礎的な保全管理活動及び農村環境の保全のための活動に取り組む活動組織の支援を行うもの。
- 2 向上活動支援交付金
〔事業主体：活動組織〕平成23年度～平成28年度（6か年）
上記1を行う活動組織を対象として、施設の長寿命化のための補修・更新や水質・土壌等の高度な保全活動等の支援を行うもの。
- 3 復旧活動支援交付金
〔事業主体：地域協議会〕平成23年度～平成25年度（3か年）
上記1を行う活動組織を対象として、東日本大震災の影響により破損や機能低下等を生じた農地周りの施設の補修等の支援を行うもの。
- 4 農地・水保全管理支払推進交付金
〔事業主体：地域協議会、県、市町村〕平成24年度～平成28年度（5か年）
上記1から3の適正かつ円滑な実施を図るため、地域協議会、県及び市町村へ交付するもの。

採択基準

○関係する実施要綱、要領

- ・農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という)
- ・農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知、以下「実施要領」という)
- ・農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱(平成23年4月6日23農振第2344号農林水産事務次官依命通知、以下「復旧実施要綱」という)
- ・農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日22農振第2260号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という)

- (1)実施要綱に定める事業実施主体の体制が整備されていること。
- (2)活動組織は、市町村と必要な要件を満たす協定が締結されること。

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	国	県	市町村	備 考
	共同活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	5年間以上実施した 場合は、左記の 7.5割とする
		畑	1,400円	700円	700円	
		草 地	200円	100円	100円	
	向上活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	
		畑	1,000円	500円	500円	
		草 地	200円	100円	100円	
	復旧活動支援交付金	田	2,200円	1,100円	1,100円	
		畑	1,000円	500円	500円	
		草 地	200円	100円	100円	

* 交付金の額は、協定を締結する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。